

第二百七十八号議案

東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年十二月三日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例の一部を改正する条例
東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例（平成二十五年東京都条例第九十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「二年以上水道」を「三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）」に改め、「こと」の下に「（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」を加え、同条第二号中「の土木工学科又はこれ」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれら」に改め、「において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「三年以上水道」を「四年以上水道等」に改め、「こと」の下に「（二年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」を加え、同条第三号中「修了した後」の下に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「こと」の下に「（二年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」を加え、同条第八号中「水道」を「水道等」に改め、「こと」の下に「（五年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」を加え、同条第七号中「に合格した者」を削り、「もの」を「場合」に、「であつて」を「に合格し、かつ」に、「水道に」を「水道等に」に改め、「こと」の下に「（六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」を加え、同条第九号とし、同条の次に次の一号を加える。

第二百七十八号議案 東京都が設置する水道の布設工事監督者に関する資格等を定める条例の一部を改正する条例

十 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格し、かつ、三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）。

第四条第六号中「若しくは第二号に規定する課程及び学科目又は第三号若しくは第四号」を「から第六号まで」に改め、「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「こと」の下に「（それぞれ当該各号に規定する年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」を加え、同条第八号とし、同条第五号中「一年以上、」を「一年以上、」に、「三年以上水道」を「三年以上水道等」に改め、「こと」の下に「（第一号の規定により大学を卒業した者にあつては一年以上、第二号の規定により大学を卒業した者にあつては一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」を加え、同条第七号とし、同条第四号中「水道」を「水道等」に改め、「こと」の下に「（三年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）」を加え、同条第五号とし、同条の次に次の一号を加える。

六 高等学校又は中等教育学校において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、八年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること（四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）。

第四条第三号の次に次の一号を加える。

四 短期大学又は高等専門学校において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、六年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有すること（三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する場合に限る。）。

第五条第一号を次のように改める。

一 大学、短期大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、大学を卒業した者については三年以上、短期

大学又は高等専門学校を卒業した者（専門職大学前期課程にあつては、修了した者）については五年以上、高等学校又は中等教育学校を卒業した者については七年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

第五条第二号中「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「相当する学科目」を「相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に改め、同条第三号中「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目以外の学科目」を「課程以外の課程」に改め、同条第四号中「第二号又は前号」を「前各号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条に次の二号を加える。

七 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した場合に限る。）に合格し、かつ、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

八 建設業法施行令第三十四条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格し、かつ、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第百二号）の施行による水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）の改正等に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に係る規定を改める必要がある。